

止めよう!



メガソーラー通信

No.9

池田地区で進む
太陽光発電所 建設計画

鴨川の山と川と海を守る会 [連絡先]E-Mail : kamogawa.mamoru@gmail.com / TEL : 080-2333-1804 (今西)

2019年4月の千葉県林地開発許可から1年5か月 未だ、工事は着工されていません!

本体工事を行うには以下のことが必要です↓

- ◆ 鴨川市との「協定書」に応じて回答
- ◆ 有害獣対策用フェンス工事 — 「工事行程書」提出のうえ実施 (土地の改変を伴う場合、開発許可申請が必要)
- ◆ 自然環境保全協定による移植等
- ◆ 本体工事 — 「工事行程書」提出、県との協議 「着工届」提出

施工会社も資金計画も確定していない

9月市議会において、市当局の答弁により、事業者である「AS鴨川ソーラーパワー合同会社」から林地開発申請の手續等の委託を受けていた「大蓉工業(株)」から委託先が「(株)Aスタイル」に変更されたことが明らかになりました。

これまで事業を主導してきたと思われる「大蓉工業(株)」がこの事業から手を引いたとなれば、計画は大きく後退したことになります。この時期になっても、施工会社も資金計画も確定していないことは明らかです。専門家によると県の許可内容で施工された場合、予定の2年では無理。造成だけでも40か月の工事期間がかかり、総事業費は400億円かかるとのこと。

事業者は速やかに経産省の認定・林地開発の許可を返上し、事業の撤退を申し出るべきです。

鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事 着工に関する協定書(一部抜粋)

- 第1条 (事業体) 事業体構成は本件工事の10日前までに市に書面をもって通知し、説明する。本件工事等の施工、管理の企業は、主として地元業者が行う
- 第2条 (事業の資金計画) 本件事業に対する融資は、大手の都市銀行を主幹事として、シンジケートローンを組成して行う・・・資金計画は本件工事10日前に市に書面をもって通知する。
- 第3条 (撤去費用の積み立て)
- 第4条 (工事の安全性確保)
- 第5条 (有害獣対策) 本体工事に先行して敷地境界付近に有害獣対策用のフェンスを設置する
- 第6条 (地位の継承)

突然運び込まれた有害獣対策フェンスのことが、東京新聞に掲載されました。

(2020年9月4日)

現場周辺に資材搬入 鳥獣対策用フェンス

市議会で
明らかに

鴨川市池田の山林に計画
中の大規模太陽光発電事業
(メガソーラー)について、
鴨川市の亀田郁夫市長
は三日の市議会九月定例会
一般質問で、事業者が有害
鳥獣対策用のフェンスを開
発地周辺に運び込んだこと
を明らかにした。昨年四月
に県が開発許可を出して以
来、業者側の動きが公にな
ったのは初めて。佐藤和幸
議員(無所属)の質問に答
えた。

亀田市長によると、事業
者は六月十九日、池田地区
内の個人所有地に資材を搬
入。七月十日、近くの集會
場敷地内に移動し、現在は
仮置き状態にある。事業者
は市に「有害鳥獣工事を先
行して行いたい」と申し入
れているという。

佐藤議員は、総事業費の
5%以上を撤去費用として
積み立てることなど五項目
を要望した協定書に、事業
者がどう回答しているか質
問。

亀田市長は「(回答は)
すべて未提出」とした上で
「事業者には(協定書の)
条件がそろってから着工す
るといつのを再認識してほ
しい」と答弁した。地元住
民に対する説明会の連絡は
ないままという。

メガソーラーは鴨川市君
津を結ぶ旧鴨川有料道路沿
いに建設予定。事業面積二
百五十畝。森林伐採面積は
百四十六畝で、東京ディズ
ニーランドの敷地の三倍。
森林開発のメガソーラーと
しては国内最大級となる。
計画では二〇二二年の運転
開始を見込んでいる。

(山田雄一郎)